

お知らせ

マイナンバーカードで「マイナポイント」をもらってミヨ!

▶問い合わせ マイナンバーカードの交付に関すること 市民課 ☎73-3005  
マイナポイントに関すること 産業政策課 ☎73-3012



STEP1 取得

マイナンバーカードを持っていない人は、  
マイナンバーカードを取得しましょう!

STEP2 予約

マイナンバーカードを持っているが  
マイナポイントを予約していない人は、  
マイナポイントを予約(マイキーIDの設定)  
しましょう!

STEP3 申込

マイナンバーカードを取得し、  
マイナポイントを予約済みの人は、  
マイナポイントを申し込んで  
取得しましょう!



お手続きは  
お早めに!

「マイナポイント」とは、マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、本人名義の民間キャッシュレス決済事業者と連携することで受け取ることができるポイントです。買い物などで使うことができます。

「マイナポイント」申し込み後、連携した民間キャッシュレス決済事業者のカード・スマホアプリなどに金銭を前払い(ポイントチャージ)する、もしくは決済事業者のカード・スマホアプリなどによる支払いを行うことで、金額の25%(最大

5,000円まで)の「マイナポイント」を受け取ることができます。事業の期間は、3月31日までです。産業政策課では、専用端末において「マイナポイント」申し込みの支援をしています。「マイナポイント」は、個人のスマートフォン端末からも申し込みができますが、端末機種により申し込みができない場合があります。また設定方法が分からない場合は、産業政策課までお越しいただくか、お問い合わせください。

(※)マイナンバーカードを3月末までに申請すれば、マイナポイントの申込期限は9月末まで延長される予定です。

募集

ご意見を募集します

▶問い合わせ(担当課) ①介護保険課 ☎73-3017  
②生涯学習課 ☎73-3135



資料閲覧場所  
市ホームページまたは  
各担当課、各支所  
意見の提出方法  
メール、FAX(送信後用  
連絡)、郵送または持参

提出先 生涯学習課

募集期間  
1月22日(金)  
午後5時まで

第3期三豊市生涯学習推進計画...②

提出先 介護保険課

募集期間  
1月20日(水)  
午後5時まで

三豊市高齢者福祉計画・  
第8期介護保険事業計画

次の計画の策定について、  
市民の皆さんの意見を募集し  
ます。

お知らせ

令和3年 三豊市成人式

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎73-3135

日時 1月10日(日)  
受付 午後1時~  
開式 午後2時  
場所 三豊市文化会館  
(マリンウェーブ)

注意事項  
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入口で手指消毒、検温を実施します。  
・新成人以外は建物内に入場できませんので、ご了承ください。  
(式典の様子は新成人・ご家族を対象にウェブサイトで限定公開します)

・今年度は、建物内で会場を3つに分散して成人式を開催します。  
・当日、体調の悪い人は来場をお控えください。  
※今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、式典内容の変更や中止の可能性もあります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



くらし

広報みとよを郵送しませんか

▶申し込み・問い合わせ 秘書課 ☎73-3001

離れて暮らす家族や友人に、ふるさとの便りを届けませんか。  
郵送期間 令和3年2月号  
〜令和4年1月号  
申し込み方法  
任意の用紙に、申込者の氏名・郵便番号・住所・電話番号と、送付先の氏名・郵便番号・住所を記入し、切手(140円切手12枚)を添えて、秘書課へ持参または郵送してください。  
受付 1月18日(月)まで

お知らせ

申請はお済みですか?  
三豊市事業者等応援給付金

▶問い合わせ  
新型コロナウイルス対策課 ☎73-3034

市内の中小企業などを対象にした三豊市事業者等応援給付金の申請期限は、1月29日(金)です。令和2年3月〜12月の事業収入が一定以上減少しているなどの要件を満たしており、まだ申請をしていない事業者は、新型コロナウイルス対策課まで早めの申請をお願いします。  
詳しい要件については、ホームページをご覧ください。

お知らせ

令和3年  
三豊市消防団出初式

▶問い合わせ 危機管理課 ☎73-3119



令和3年三豊市消防団出初式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、関係者のみで実施します。一般公開は行いませんのでご理解をお願いいたします。

くらし

本人通知制度に登録しましょう

▶申し込み・問い合わせ 市民課 ☎73-3005

「本人通知制度」とは、「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付したとき、交付した事実を「あなた」にお知らせする制度です。登録することで、不正取得が抑止できます。  
対象 市の住民基本台帳や戸籍に記載されている人(過去に記載されていた人も含む)  
適用期間 無期限  
通知方法 本人の代理人や第三者に交付した事実を、郵送により本人に通知します。  
※交付請求者の氏名、住所は通知しません。  
申込先・時間  
市民課または各支所  
平日の午前8時30分〜午後5時  
※運転免許証など、本人確認ができるものをお持ちください。